

36協定の届出の時期です 届出を忘れていませんか？ 「毎年」届出が必要です！

① 令和6年4月1日からの注意点

- ・ 自動車運転者・医師・建設業の時間外労働の上限規制の適用に伴い36協定届の様式が変更となります。
- ・ 36協定届の「労働保険番号・法人番号」欄の記載が必要になります。

(※) 記入がない場合、受付できないときがあります。

法人番号については、「国税庁法人番号公表サイト」にて確認できます。

国税庁法人番号公表
サイトはこちら ⇒



36協定ってなに？

原則、1週40時間、1日8時間を超えて労働者を働かせてはいけません(労働基準法第32条)。

それを1分でも超えて残業させたり、休日労働をさせる場合、労働者数にかかわらず労使で協定を締結し、監督署に届け出る必要があります(労働基準法第36条)。

この協定届を^{サブロク}36協定と呼んでいます。

36協定は1回、届出を行えば、 もう提出しなくていいのでは？

そのように誤解される企業もありますが、36協定には有効期間があり、毎年、管轄の監督署に届け出る必要があります。



様式や記載例はどこで手に入るの？

最寄りの労働基準監督署や福井労働局のホームページからダウンロードできます。また、必要事項を入力すれば自動で作成できる**36協定届作成支援ツール**もご活用ください。



福井労働局のホームページはこちら

作成方法が知りたいけど、どこに相談すればいいの？

各労働基準監督署や働き方改革推進支援センターで相談を受け付けています。また、担当職員が企業を訪問し、作成方法や労働時間制度などについて説明することも可能です。



ふくい働き方改革推進支援センター

届け出の方法は？

提出用と会社の控え用の2通を用意し、管轄の労働基準監督署まで、郵送または持参により提出してください。また、電子申請の手続きが簡略化されましたので、是非ご活用ください。

【お問合せ先】

- 福井労働基準監督署 ☎ 0776-54-6167
- 敦賀労働基準監督署 ☎ 0770-22-0745
- 武生労働基準監督署 ☎ 0778-23-1440
- 大野労働基準監督署 ☎ 0779-66-3838

各監督署の所在地や管轄区域はこちら⇒



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子

